

# インバウンド誘客のための海外メディアパブリシティ業務 仕 様 書

## 1 委託業務名

インバウンド誘客のための海外メディアパブリシティ業務

## 2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 趣旨・目的

インバウンド観光客数が大都市圏をはじめ増加している中、ひょうご観光本部では県内のインバウンド宿泊増を目標と定めている。目標達成のためには、本県の多様な観光資源やアクセスの優位性等を様々なメディアで露出を図り、旅先としての認知拡大を推進することが不可欠である。

本県が有する観光資源の切り口は、兵庫テロワール旅をはじめとする兵庫ならではのストーリーやその地域ならではの体験（※下記サイト参照）を想定しているが、兵庫訪問のトレンド創出、及び本県宿泊者増を第一の目的とし、そのためには上記に限らず、また県外を含む周遊プラン等も可とする。

については、訪日検討層の兵庫来訪のトレンド創出に繋がるよう、本事業のターゲット国（最重要：米・豪、重要：英・仏）の有力なメディア、もしくは繋がりのあるライター（以下、「海外メディア等」という。）が本県に興味を持つ仕掛けをつくり、自発的な記事掲載を促すなど、効果的なプロモーションを実施する。

※「兵庫テロワール旅サイト」：<https://www.hyogo-tourism.jp/terroir/about/>

## 4 業務の内容

### （1）メディア戦略の策定

本県のインバウンドプロモーションにおける本事業の位置づけを整理し、次年度以降も見据えた中長期的な視点でインバウンド向けメディア戦略を策定し、提案すること。内容は「3 趣旨・目的」に記載している目的、及び各ターゲット国の旅行者動向やメディア接触傾向等も踏まえ、現実的かつ持続可能なメディア戦略を策定すること。

なお、本事業は①当年度内の有力メディアでの露出、及び②海外メディア等に本県の観光資源に興味を持たせ、次年度を含む将来的な記事化意向を促進する、という2つの目的を有する。

### （2）素材集の作成

本事業の実施にあたり、海外メディア等に向けたセールス用の素材集を制作・更新すること。実施にあたって海外メディア等の興味関心を引くような内容・構成を委託者と協議の上で制作することとし、当該資料については今後委託者側での活用も見据え、加筆修正できる形式で納品すること。また、必ずメディアまた

はライター等、専門的な知見を持った者の監修を受け、対象市場を加味し、対象市場で使われる言語で作成すること。なお、使用する写真等については受託者側で各施設等に使用の許諾を得ること。

### (3) メディアとのコネクションの創出

海外メディア等に対し、兵庫について興味を起こさせる機会を創出すること。メディアはオンライン・オフラインを問わず、記事による発信を主とする媒体を想定し、最終的には本事業内において本県観光に関する露出に繋げること。契約期間内に1以上の有力メディアに掲載し、広告換算価値は合計で2,400万円以上を目指すこと。及び活用するメディアの月間UUまたはPV、もしくは発行部数等を企画提案書内に記載するとともに、海外メディア等へのアプローチは4か国計で20者程度へ実施し、月1回程度進捗の報告を行い、最終的にはレポートにて報告すること。

海外メディア等へどのような切り口・観光資源で兵庫に関心を引くかをターゲット国やメディア特性等を踏まえ提案し、委託者と協議の上で施策を実行すること。

また、記事露出件数に加えて、SNS共有数・読了率・リンククリック率など、媒体特性に即したKPIを複合的に設計し、定量的効果測定が可能な構成とすること。

## 5 成果物の提出

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「実績報告書」を提出すること。

また、オフラインメディアで記事化された場合は掲載物を原則、1部提出すること。

### (1) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

### (2) 提出期限

令和9年3月31日

## 6 委託料の上限額

委託料の上限額は、19,000千円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

## 7 事業実施上の留意点

### (1) 特記事項

- ① 実施体制を事前に提案することとし、受託後は速やかに体制を構築し、業務に取り掛かること。
- ② 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、こ

れを遵守し、遺漏のないようにすること。

- ③ 業務担当者は、訪日旅行者及び兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
- ④ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ⑤ 委託者の指示に従い、速やかに必要な対応を行うこと。
- ⑥ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## (2) 委託事業に要する画像等

委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

## 8 著作権等の権利関係

### (1) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

### (2) 二次利用

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

ただし、成果物のうち、媒体掲載物については例外とし、二次利用の範囲については都度協議のうえでの判断とする。

## 9 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

## 10 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

## 11 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

## 12 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が 200 万円を超える場合は、委託者に対して、事業者決定日の翌日から起算して7日以内に委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、および過去2年間に法人、国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他知事が指定する公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上わたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

## 13 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

## 14 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

## 15 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

## 16 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。